

## 国民年金コーナー

### ～ご存知ですか？保険料の追納制度について～

保険料の免除や猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。しかしこれらの免除期間などの保険料は、10年以内であればあとから追加で納付(追納)することができます。

- ・追納すると税金が戻る場合があります。また年金額が増えます。
- ◆課税所得金額が約300万円の場合、所得税・住民税が最大8万円軽減されます。

注1 追納保険料は社会保険料控除の対象となります。(確定申告または年末調整の手続きが必要です。)

注2 所得などにより、軽減されない場合があります。このほか、生涯にわたり年金額も増えます。(納付猶予期間なら年約4万円、全額免除期間なら約2万円)

追納保険料額の年間合計が  
約40万円の場合  
(2年分)



追納保険料額は実質  
約32万円

※所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算

### 《追納に関する注意事項》

- ・追納を行うには申し込みが必要です。お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ・追納は納付書でのみ支払いが可能です。(口座振替・クレジット納付は利用できません。)
- ・すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- ・免除などの承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早目の追納をお勧めします。なお今年度中に追納していただく際の保険料は以下のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成20年度の月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円	
平成21年度の月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円	
平成22年度の月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円	
平成23年度の月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円	
平成24年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成25年度の月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円	
平成26年度の月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円	
平成27年度の月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円	
平成28年度の月分	16,260円	11,190円	8,130円	4,060円	追加加算額はあり ません
平成29年度の月分	16,490円	11,370円	8,240円	4,120円	

### ～年金相談の予約制のお知らせ～

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターで年金相談の予約を実施しています。

年金事務所などの窓口で年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方はぜひ予約相談をご利用ください。

#### 〈予約申し込み方法〉

年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前から相談希望日前日まで「ねんきんダイヤル」または年金相談窓口で受け付けています。またご予約を受け付ける際には『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』『相談内容』などについて確認させていただきます。

#### 〈来訪相談の予約〉

「予約受け付け専用電話」0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月曜日から金曜日(平日) 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日、12月29日から翌年1月3日まではご利用できません。

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933

